

新旧対照表

(赤字部分は変更部分)

新	旧
<p>第8条（保証の否認）</p> <p>1. NFTは、現状有姿で提供されます。作者は、保有者に対し、NFTに関して、保有者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性若しくは有用性があること、継続的に利用できること、又は不具合が生じないことを含めて、明示又は黙示を問わず、何らの保証も提供しません。また、NFTの価格が公正な市場価値を反映したものであること、又はNFTの価格が保有者の不利に変動しないことについて何ら保証するものではありません。</p> <p>2. NFTに係る作品が、不正作品であると判明した場合、当該作品は消去されます。この場合、当該NFTの保有者は当該作品の削除に必要な協力をするものとします。</p> <p>第9条（損害賠償責任）</p> <p>前条第1項の規定にかかわらず、NFTの適法かつ有効な保有者が、当該NFTに係る作品が不正作品であることに起因して損害を被った場合は、契約責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、作者の責に帰すべき事由があるときに限り、作者は責任を負担します。作者の当該責任は、作者に故意又は重過失がある場合を除き、当該不正作品に直接起因して現実に生じた通常損害に限るものとし、特別損害、間接損害、付随的損害又は逸失利益に係る損害等については何ら責任を負わないものとします。</p>	<p>第8条（保証の否認）</p> <p>2. NFTは、現状有姿で提供されます。作者は、保有者に対し、NFTに関して、保有者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性若しくは有用性があること、継続的に利用できること、又は不具合が生じないことを含めて、明示又は黙示を問わず、何らの保証も提供しません。また、NFTの価格が公正な市場価値を反映したものであること、又はNFTの価格が保有者の不利に変動しないことについて何ら保証するものではありません。</p> <p>第9条（損害賠償責任）</p> <p>前条の規定にかかわらず、NFTの適法かつ有効な保有者が、本作品が不正作品であることに起因して損害を被った場合は、契約責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、作者の責に帰すべき事由があるときに限り、作者は責任を負担します。作者の当該責任は、作者に故意又は重過失がある場合を除き、当該不正作品に直接起因して現実に生じた通常損害に限るものとし、特別損害、間接損害、付随的損害又は逸失利益に係る損害等については何ら責任を負わないものとします。</p>